

## 契約監視委員会（第20回）議事概要

開催日時	平成28年7月21日（木）午後2時33分～午後4時22分	
場 所	衆議院第二別館5階 会計課入札室	
委 員	委員長 岡本 和巳（公認会計士） 委 員 田代 尚徳（一般社団法人関東地域づくり協会非常勤理事） 委 員 谷川 淳（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	
抽出案件	4件（合計）	
一般競争	2件	契約件名 本館自家発電設備点検整備業務 契約相手方 シンフォニアエンジニアリング株式会社 契約金額 4,536,000円 契約締結日 平成27年12月22日
		契約件名 永田町職員宿舎浴室用給湯ボイラー他改修工事 契約相手方 新設備工業株式会社 契約金額 6,372,000円 契約締結日 平成28年1月4日
随意契約	2件	契約件名 衆議院LAN用サーバ機器一式（平成23年度更改） 契約相手方 JA三井リース株式会社 契約金額 3,172,023円 契約締結日 平成28年1月6日
		契約件名 衆議院LAN用サーバ機器バージョンアップ業務 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 2,430,000円 契約締結日 平成28年3月11日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 本館自家発電設備点検整備業務 契約相手方 シンフォニアエンジニアリング株式会社 契約金額 4,536,000円 契約締結日 平成27年12月22日</p> <p>・入札説明書を取りに来たのは何者か。</p> <p>・自家発関係は他省庁を見ても、1者ないし2者での入札が多いが、理由は考えられるか。</p> <p>・落札率がかなり高いが。</p> <p>・他にも自家発はあると思うが、それらを合わせて規模を拡大して発注した場合、より競争性が高まり入札が増えるなどとは、考えなかったのか。</p> <p>・本件について競争参加資格は「A」～「C」のどれにあたるか。また、等級別区分はいくつまでであるのか。「D」まで資格を広げることは考えていないか。</p> <p>・契約種別「役務」として「A」～「C」で募集しているが、入札説明書を見ると設置工事の実務経験と書いてある。電気工事の参加資格登録者でも募集できたのではないか。</p> <p>・本件以外に自家発はあるのか。</p> <p>・点検の種類は何種類かあるのか。</p> <p>・1年点検と6年点検を同時に行う年があるか。また、6年点検の中には1年点検と同じ内容が含まれるのか。</p>	<p>・1者である。</p> <p>・自家発は種類により固有の技術があり、公告時に仕様書等を渡し業務内容の提示は行っているが、実際点検する場合に多くの難しい点があると判断されたのではないかと考える。</p> <p>・公表されている保全業務積算基準に則って積算しているので、予定価格を類推できる。</p> <p>・起案当時は考えていなかった。</p> <p>・「C」に当たる。区分は「D」までである。技術的な面を考えても参加してくる可能性があるのは「A」～「C」ランクと考えているが、検討の余地はあると思う。</p> <p>・本件はあくまで点検業務の発注であり、契約種別は「役務」となるためできない。</p> <p>・複数ある。</p> <p>・1年点検と6年点検がある。</p> <p>・同じ年に行うことはあるが、1年点検も6年点検も個別に行う。6年点検は1年点検より、細密な点検ということである。</p>

意見・質問	回答
<p>・工期は3月30日までであるが、実際はどれくらいの作業日数を要するのか。</p> <p>・6年点検も作業的には同様の日数となるか。</p> <p>・契約の相手方はこれまで契約実績のある者が多く、入札も同様の者であるか。</p> <p>・一者応札に対する衆議院のマニュアルなどはないのか。</p> <p>・応札者が少ないので、入札公告から資料提出までの期間を延ばすことは可能か。</p> <p>(意見)</p> <p>・応札者が毎年少ないので、例えば競争参加資格の等級を広げるなどしてはいかがか。</p> <p>また、その方策として、他省で行われている一者応札対応マニュアルなどを参考にして、衆議院の方でも組織的に、入札しやすくなるような対応を考えていただきたい。</p>	<p>・実際に作業を行う際は停電を伴うため、土日が主であり、日程調整の選定に長期間の候補が必要となる。その工期の範囲で、業者と調整のうえ作業日を設定し、実際の作業としては1～2日である。</p> <p>・ボリュームが大きくなるので、1～2週間である。</p> <p>・そうである。</p> <p>・業務ごとに検討は行っているが、マニュアルとしては作っていない。</p> <p>・可能である。</p>
<p>〔案件2〕</p> <p>契約件名 永田町職員宿舎浴室用給湯ボイラー他改修工事</p> <p>契約相手方 新設備工業株式会社</p> <p>契約金額 6,372,000円</p> <p>契約締結日 平成28年1月4日</p> <p>・1回目が不調で、2回目の公告で2者の入札があった点について、条件緩和されたことによるものだと思うが、この2者については1回目の条件では排除されてしまうということか。</p>	<p>・1者については会社に求めた施工実績について、もう1者については、まず公告に気付かなかったことをあげ、さらに会社としての実績はあるが、配置技術者に求めた施工経験を持つ人材が不足しており、いずれにせよ、資格条件を有していなかったとのことである。</p>

意見・質問	回 答
<p>・条件緩和にルールはあるのか。</p> <p>・今後、この種のボイラー関係の工事に関しては条件を緩和するのか。</p> <p>・情報はホームページに掲載しているのか。国交省あたりは電子調達システムを利用していたかと思うが、公告のやり方に工夫があっても良かったのではないか。それを利用すれば、業者としては一元的に見て、見落としなどなくなるのではないか。</p> <p>・一般競争を2回行ったわけであるが、法令では、一般競争で落札者がいない場合、随意契約もしくは指名競争にできるはずである。指名競争であれば、より多くの参加が確保され競争性が増したのではないか。</p> <p>・入札公告から参加申請までの日数について、1回目より2回目の方が短いのはなぜか。</p> <p>・定期点検は行っているか。</p>	<p>・ルールとして設定はしていないが、最低限工事を実施できる能力を確認せねばならず、その上で2回目の資格要件を設定している。</p> <p>・条件の緩和に関しては、その時々状況による。 1回目の公告で不調となった理由として、本件が緊急で発注することとなった工事であったことから、年度当初に行う工事の発注見通しに公表しておらず十分な周知に至らなかったことや、既に資格条件をクリアした技術者がこの時期に出払っていたこと等の可能性があったと考えられ、不調に至ったものと推測している。その上で資格要件を緩和し再度公告をすれば参加申請する可能性が十分にあると思った。</p> <p>・情報は衆議院のホームページに掲載している。 電子調達システムは今のところ利用するかの検討はなされていないが、方法を問わず周知度をアップさせる施策を検討する必要があると考える。</p> <p>・1回目が不調になった場合、なるべく公平性及び透明性を担保する観点から、資格要件の緩和などについて検討し、再度一般競争にかけることとしている。 2回目が不調であれば、指名競争あるいは随意契約に移行することを考えていた。</p> <p>・本件は緊急性があり、短縮できるところを工夫した結果である。</p> <p>・年1回実施している。 基本的には定期点検をし、今回のような緊急事態を避けるというスタンスであるが、本設備は既に15年程度使用しており機器全体の劣化が想定外に進行していたため、今回の状況に至ってしまった。</p>

意見・質問	回 答
<p>・本件は落札率 99.9% であるが、予定価格はどのように算出したか。 また、業者の出してきた工事費内訳書とはどの程度異なっているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・再度公告という形を取り、これについては条件設定等緩和された状況もあるが、そういう経験も踏まえ、当初の条件設定を多くの業者が入れるように再検討されてはいかがか。 また、公告自体を知らなかったという業者もいたということであるから、周知度のアップについて他省では電子調達システムを利用しているはずであり、衆議院としての参加も検討していただきたい。</p>	<p>・国交省が監修している公共建築工事積算基準に従い、資材や機器については刊行物資料等の掲載価格を、労務費については同基準の歩掛りを使用し算出している。また、共通経費についても国交省に同様の基準があり、それを採用している。これら基準はすべて公表されており、落札者の提出してきた工事費内訳書とは大きな差はない。</p> <p>工事費率としてボイラー等の機資材の価格の割合が約半分を占めており、その上で本件が小規模で、内容的にもシンプルなものであるがゆえ、近い金額になるのではないかと想定される。</p>
<p>(一括審議)</p> <p>[案件 3]</p> <p>契約件名 衆議院 LAN 用サーバ機器一式 (平成 23 年度更改)</p> <p>契約相手方 JA 三井リース株式会社</p> <p>契約金額 3,172,023 円</p> <p>契約締結日 平成 28 年 1 月 6 日</p> <p>[案件 4]</p> <p>契約件名 衆議院 LAN 用サーバ機器バージョンアップ業務</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 2,430,000 円</p> <p>契約締結日 平成 28 年 3 月 11 日</p>	

意見・質問	回 答
<p>・「23年度更改」の方は、当初は48か月であるが、今回は3か月で区切った形を取っているということか。</p> <p>・一般的に再リースとなれば4年経過して5年目になるとリース価格は安くなると思うが、この場合はどうなるのか。</p> <p>・保守費は料金体系にはリース価格に入っているのではないのか。</p> <p>・5年目よりは金額が上がるということか。</p>	<p>・年度内の予算が決まっており、年度を超える契約ができないため、3か月で区切っている。情報関連機器類は、主に5か年度国債（48か月）で予算を取りリースという形での契約を締結し、その上で、4年ごとに更改していたが、ここ数年は、4年借りた後も利用環境などを考慮した上で継続利用する方針としている。実際には、機器の耐用年数や保守の金額の上昇等を踏まえ、1年程の再リースという形を取っている。その後、再度5か年度国債で機器更改を行い、新しくリースをするということになる。</p> <p>・リースとは、契約の際にリース会社がメーカーから物品を購入し、ある程度長期に渡って契約の相手方に貸出しをするもので、リース価格は、物品の代金や貸出利率、その他様々な経費を加算し、それをリース期間で割った金額である。</p> <p>ご指摘のとおり、リース期間が終わった時点で物品価格の残存価格がほとんどなくなるため、複数年に渡るリース期間を経た再リースを行った場合、10分の1程度にリース価格は下がるが、その分、保守費についてはリース価格とは異なり、リース期間終了時の保守費となるため何倍も上がってしまう。</p> <p>・リース費と保守費は分けて考える必要がある。契約上は2つを足して全体のサーバ機器一式の借入となっているが、保守費は別な積み上げを行っている。</p> <p>・本件はリース契約時に、リース期間全体の保守契約を結ぶ方式である。</p> <p>日を追うごとに多くなっていく保守費の合計を、契約期間全体の月数で割ってひと月分の金額を算出している。実際の保守費は、契約当初月の保守費に比べ、契約満了月は何倍にも上がっている。再リースの際は保守費積み上げのスタートが、契約時の満了月の価格から始まるため、前契約時に比べ、急に上がったように見える。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年経過したら一般競争とするのか。</li>   <li>・ 再リースの際に、6年目以降はどうなるかといった見積りは取るのか。</li>   <li>・ 一般入札の際は、継続でなく新しい業者でも良いのか。</li>   <li>・ 構築するのは現在の契約相手方ということであるが、変更はしないということか。</li>   <li>・ 2件の落札率について見解を願う。</li>   <li>・ バージョンアップの作業自体は他の会社ではできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の最初の借入については、一般競争としている。再リースについては、既に借りているものの継続借入であり、借入先は必然的に現相手先となり随意契約となる。</li>   <li>・ 基本的には取る。予定価格を算出する際には見積りを参考にしており、物品のリース費については相場として10分の1程度になるが、保守費については、安全策として過度に部品等の保有量が設定され、高い金額の設定となることも考えられ、先方と当方の考えが一致しているかを確認するためにも前もって見積りを徴取している。</li>   <li>・ 基本的には仕様書にある要求性能を備えた機器を納品すればよく、その機器を借りてから、環境の構築、設定についてはシステム構築業者と契約をするので、問題はない。</li>   <li>・ 将来的にどうなるかわからないが、今のところはそうなる。</li>   <li>・ バージョンアップについては、新しくバージョンアップをすることであるから、新しく見積もりを取って査定をかけている。機器の借入については、積算上は、機器の借入単価と保守の単価で構成されて予定価格を作成するが、機器の値段は入札時の単価の10分の1である。保守費については、契約相手方から見積もりを取り、今までの経験値で査定率を決めるが、今回、調査をした結果、査定率をかけて下げるといふところまではいかないと判断した。</li>   <li>・ バージョンアップというものだけ見ればできると思うが、今回はシステム内の一部に適用するもので、他の会社が実施するようにするためにはシステム全体のセキュリティを公開する必要がある。その場合、こちらのセキュリティ面にも問題が出てくる。</li> </ul>

意見・質問	回 答
<p>・例えば企画競争や公募など、必要最低限な情報で競争させることは不可能か。</p> <p>・他の社では対応が不可ということであると、永久的に現在の契約相手方しかできないということではないか。</p> <p>・それなりの準備をすればできるかもしれないということによろしいか。</p> <p>(意見)</p> <p>・機密性の観点から、今回について随意契約とする点についてはやむを得ないと考える。機器一式については、来年度は一般競争で検討を始めているとのことであるし、バージョンアップについては、トータル的に大きなシステムの見直し等あった場合には、新たに検討されるということであったので、今回の案件については、特になしとする。</p>	<p>・こちら側の情報を出してまでやることを考えると、セキュリティ上問題があると判断したことと、システムの全てを熟知していないと作業が困難であることから、随意契約としている。</p> <p>・オープンにするためには様々なリスクに対し、その対処方法を検討しなくてはならず、本件発注の時点では有効な方策が見つかっていなかった。</p> <p>現在、LANシステム全体について、一般競争入札で発注できるかの検討を進めている所である。</p> <p>・そうである。</p>